

事務連絡
令和2年6月26日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
（マスク等物資対策班）

医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その3）

医療従事者の医療用物資（サージカルマスク、N95・DS2 マスク等、アイソレーションガウン及びフェイスシールドをいう。以下同じ。）については、医療従事者を感染から守り、医療提供体制を確保するため重要ですが、需要に供給が追いつかず、必要量の確保が困難となる医療機関等が存在しています。このため、3月以降対象品目を拡大しながら、国が確保した医療用物資について都道府県を通じて必要な医療機関等に優先配布を行っているところです。こうした従来の仕組みに加え、令和2年5月22日付け事務連絡「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その2）」に基づき、新型コロナウイルス感染症患者の受入れや検査を行っている医療機関における医療用物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時に、国が都道府県の協力を得て、緊急配布の対応を行ってまいりました。

今般、幅広い医療機関のニーズを早期に把握し、迅速に対応するという観点から、今後の感染再燃に備える仕組みを構築するため、緊急配布の即応性向上を図ります。詳細は、令和2年6月26日付け「WEB 調査結果の活用マニュアル」のとおりです。

都道府県におかれましては、改めて、体制の整備等を行っていただくとともに、管内の医療関係団体及び医療機関等への周知を行い、また医療機関に対して「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握について」（令和2年3月26日付通知健感発 0326 第3号、医政地発 0326 第1号、閣副第

325号)におけるWEB調査(以下、「WEB調査」という。)に参加を働きかけていただきますよう、お願いいたします。

なお、前回通知からの主な変更点を赤字で記載します。

記

1 都道府県及び国における医療用物資の的確な配布等の対応について

- WEB 調査については、令和2年6月26日付け「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等についての調査項目一部変更のお知らせ（その7）」に基づき、医療機関が閲覧する WEB 調査のトップページに、緊急要請の専用のページへのアイコンを新設し、日々、医療機関が医療用物資ごとに「緊急配布（SOS）」を要請できるようになりました。
- 令和2年6月26日付け「WEB 調査結果の活用マニュアル」に基づき、以下の①～③すべての要件を満たす医療機関について、都道府県の備蓄で対応するか、国による直送で対応をするか、より迅速かつ適切な方法を都道府県で決定していただき、緊急の支援を行っていただくようお願いいたします。なお、都道府県の備蓄で対応した場合は、国から都道府県への一斉配布の際にその分を上乗せして配布します。
 - ① 欠品等により自ら調達できない
 - ② 新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を受け入れる医療機関、または PCR・抗原検査を実施する（検体採取を含む）医療機関
 - ③ 要請する医療用物資の備蓄見通しが1週間以内又は2～3週間以内
- 医療機関等のニーズ把握、相談への対応、備蓄の確保や管理、医療機関等への配布など、都道府県において医療用物資を的確に配布するための体制を整備するようお願いいたします。都道府県における事務に要する費用（人件費等）に対して国で財政措置しています。
- なお、緊急配布した医療機関名及び数は、将来的に都道府県ごとに公表する可能性があります。その際には、都道府県ご担当者に相談させていただきます。

2 厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局による WEB 調査への協力要請について

- 令和2年6月26日付け「WEB 調査結果の活用マニュアル」のとおり、緊急対応の対象となる医療機関は WEB 調査に回答した医療機関に限られることから、都道府県におかれては、管下の医療機関に対して WEB 調査への協力要請を行うようお願いいたします。
- 診療所が PCR・抗原検査のために検体採取を行う旨の報告があった場合には、WEB 調査について周知いただき、活用を促していただきますよう、協力をお

願いたします。WEB 調査への登録等の詳細は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和2年3月26日付健康感発 0326 第3号、医政地発 0326 第1号、閣副第 325 号）をご確認ください。

担当者連絡先

マスク等物資対策班

TEL : 03(5253)1111 内線8136、8209

03-3595-3454（夜間直通）

【SOS担当】

MAIL : sos-busshi@mhlw.go.jp